

食品添加物 二酸化チタンの対応について

- 本年5月6日に、欧州食品安全機関（EFSA）から、食品添加物二酸化チタンについては遺伝毒性の懸念を排除できないとして「もはや安全であるとみなすことはできない」との結論が公表された。この結論を受け、欧州委員会においては、本年10月8日に使用禁止が承認された。
欧州においては、年末までに欧州理事会または欧州議会で反対意見が採択されない限り、2022年初頭から6ヶ月間の段階的廃止期間を経て、全面的に禁止する方針を示している。

- 我が国においては、二酸化チタンは昭和58年に指定添加物として認められ、白色の着色料として菓子類等に広く使用されている。今般、国立医薬品食品衛生研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家へ二酸化チタンの安全性について意見を求めたところ、EFSAが評価したデータセットから遺伝毒性の懸念が排除できないと結論することは困難であり、ナノサイズの二酸化チタンを考慮して安全性を評価するには更なるデータ収集と検討が必要との意見であった。

- 現在、国立医薬品食品衛生研究所が、ナノサイズの二酸化チタンについてラットを用いた90日間反復経口投与試験を実施している。それに先立ち、同研究所が実施した28日間反復投与毒性試験においては、毒性学的に意義のある所見は認められなかった。90日間反復経口投与試験では、上記の結果を基に条件設定を行い、今年度中に必要な解析等を進める予定である。当該試験の結果が得られた際には、当該試験結果を含めて再度意見を求める予定である。